

「第356回 判例・事例研究会」

遺産分割禁止の審判について

日 時	令和2年10月7日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 野 坂 真 理 子

【判例】

事件の表示	事 件 名 遺産分割申立事件 事 件 番 号 名古屋家裁平成29年(家)第50065号 決 定 令和元年11月8日 家事2部審判 分割禁止(確定)
事件の概要	被相続人の遺言の効力や解釈に相続人間の争いがあり、これに関して民事訴訟の提起が予定されている事案の遺産分割調停・審判の申立てにつき、遺産全部の分割を2年間禁止する旨の審判がされた事例
判 旨	「被相続人の遺産分割については、その前提となる本件第1遺言及び本件第2遺言の効力等に関して当事者間に争いがあり、その効力等の如何によって、相続人の範囲や各自の相続分が大きく左右される状況にある。また、申立人らは、これらの争いを民事訴訟により解決すべく、その提訴を準備中である。 <u>このような状況下においては、当裁判所が本件第1遺言及び本件第2遺言の効力等について判断の上で遺産分割審判をしたとしても、その判断が提起予定の訴訟における判決等の内容と抵触するおそれがあり、そうなれば、既判力を有しない遺産分割審判の判断が根本か</u>

ら覆されてしまい、法的安定性を著しく害することとなるから、本件第1遺言及び本件第2遺言の効力等に関する訴訟の結論が確定するまでは、遺産の全部についてその分割をすべきではない。」

「当事者間の争い及び申立人らが提訴予定の訴訟の内容、申立人らの提訴の準備状況その他諸般の事情に鑑みると、本件第1遺言及び本件第2遺言の効力等に関する訴訟の結論が確定するまでには、向こう2年程度の期間を要することが見込まれるから、令和3年11月7日までの間、被相続人の遺産全部の分割を禁止することが相当である」

として、遺産全部の軍活を2年間禁止する旨の審判を言い渡した。